

モバイルアクセスサービス契約約款（令和4年レパN第305号） 【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このモバイルアクセスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりモバイルアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 当社がモバイルアクセスサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてモバイルアクセス契約者に通知するご利用ガイド等のモバイルアクセスサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

（注）本条のほか、当社は、モバイルアクセスサービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

第2条 ～ 第3条 （略）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このモバイルアクセスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりモバイルアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 当社がモバイルアクセスサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてモバイルアクセス契約者に通知するご利用ガイド等のモバイルアクセスサービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

（注）本条のほか、当社は、モバイルアクセスサービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

第2条 ～ 第3条 （略）

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 ～ 20 (略)	(略)
21 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務 」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者
22 特定卸事業者	モバイルアクセスサービスを当社に事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に定める電気通信事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者とは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

(モバイルアクセスサービスの種別)

第5条 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種別	内容
カテゴリーW	株式会社NTTドコモ の卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービス（そのモバイルアクセス契約と同時に利用する IP通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）において、5G通信機能を利用している場合に限ります。）を利用して提供するもの

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 ～ 20 (略)	(略)
21 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務 」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者
22 特定卸事業者	モバイルアクセスサービスを当社に事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務として提供する当社が別に定める電気通信事業者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信事業者とは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

(モバイルアクセスサービスの種別)

第5条 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種別	内容
カテゴリーW	当社 の卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービス（そのモバイルアクセス契約と同時に利用する IP通信網サービス契約約款 (OCN) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3のコース1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）において、5G通信機能を利用している場合に限ります。）を利用して提供するもの

(モバイルアクセスサービスの区分)

第6条 モバイルアクセスサービス(カテゴリ-Wに係るものに限ります。)には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	I P通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)を同時に利用するもの
タイプ2	I P通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)を同時に利用するもの

備考 モバイルアクセス契約者が、1のモバイルアクセスサービスと同時に利用する第2種契約(タイプ6-3コース1に係るものに限ります。)においてプラン1とプラン3との間の相互の変更があった場合、その変更の適用と同時にそのモバイルアクセスサービスにおけるタイプ1とタイプ2との間の相互の変更があったものとして取り扱います。

第7条 ~ 第12条 (略)

(モバイルアクセスサービスの区分)

第6条 モバイルアクセスサービス(カテゴリ-Wに係るものに限ります。)には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	I P通信網サービス契約約款 (OCN) 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)を同時に利用するもの
タイプ2	I P通信網サービス契約約款 (OCN) 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。)を同時に利用するもの

備考 モバイルアクセス契約者が、1のモバイルアクセスサービスと同時に利用する第2種契約(タイプ6-3コース1に係るものに限ります。)においてプラン1とプラン3との間の相互の変更があった場合、その変更の適用と同時にそのモバイルアクセスサービスにおけるタイプ1とタイプ2との間の相互の変更があったものとして取り扱います。

第7条 ~ 第12条 (略)

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第13条 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) モバイルアクセスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第39条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (5) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第51条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) カテゴリーW（タイプ1に係るものに限りします。）に係るものにあつては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の [I P 通信網サービス契約約款](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6－3コース1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りします。）を同時に利用しないとき。
- (7) カテゴリーW（タイプ2に係るものに限りします。）に係るものにあつては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の [I P 通信網サービス契約約款](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6－3コース1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カ

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第13条 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) モバイルアクセスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第39条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (5) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第51条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) カテゴリーW（タイプ1に係るものに限りします。）に係るものにあつては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6－3コース1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りします。）を同時に利用しないとき。
- (7) カテゴリーW（タイプ2に係るものに限りします。）に係るものにあつては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社の [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6－3コース1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約

ードの利用に係るものに限りま。)を同時に利用しないとき。	者カードの利用に係るものに限りま。)を同時に利用しないとき。
(8) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。	(8) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
第14条 ~ 第19条 (略)	第14条 ~ 第19条 (略)

<p>(利用権の譲渡)</p> <p>第20条 利用権 (モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 利用権を譲り受けようとする者が、第28条 (利用停止) 第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(3) 利用権を譲り受けようとする者が、第39条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないとき。</p> <p>(4) 利用権を譲り受けようとする者が、第51条 (利用に係るモバイルアクセス契約者の義務) の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) カテゴリーW (タイプ1に係るものに限ります。) に係るものにあつては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P 通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約 (タイプ6 - 3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者</p>	<p>(利用権の譲渡)</p> <p>第20条 利用権 (モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</p> <p>3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 利用権を譲り受けようとする者が、第28条 (利用停止) 第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。</p> <p>(3) 利用権を譲り受けようとする者が、第39条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないとき。</p> <p>(4) 利用権を譲り受けようとする者が、第51条 (利用に係るモバイルアクセス契約者の義務) の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(5) カテゴリーW (タイプ1に係るものに限ります。) に係るものにあつては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 及び料金表に規定する第2種契約 (タイプ6 - 3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契</p>
--	--

<p>カードの利用に係るものに限りません。)を同時に利用しないとき。</p> <p>(6) カテゴリーW(タイプ2に係るものに限りません。)に係るものによっては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P 通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りません。)を同時に利用しないとき。</p> <p>(7) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(第42条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に移譲された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。</p>	<p>約者カードの利用に係るものに限りません。)を同時に利用しないとき。</p> <p>(6) カテゴリーW(タイプ2に係るものに限りません。)に係るものによっては、利用権を譲り受けようとする者が、当社の I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りません。)を同時に利用しないとき。</p> <p>(7) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(第42条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に移譲された債権に係る債務を支払う義務を含みます。)を承継します。</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第22条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

2 当社は、モバイルアクセス契約者が第28条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービスの利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

3 前項に規定するほか、卸電気通信役務を利用して当社が提供するモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）にあつては、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）が第27条第1項第1号の規定に該当し、そのことについて当社が督促を行ってもなおその事実を解消しない場合は、第1項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）を解除します。

4 当社は、次に掲げるモバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約の解除等を行った場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

(1) カテゴリーWに係る者（タイプ1に係る者に限ります。）

当社の [IP通信網サービス契約約款](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

(2) カテゴリーWに係る者（タイプ2に係る者に限ります。）

(当社が行うモバイルアクセス契約の解除)

第22条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

2 当社は、モバイルアクセス契約者が第28条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービスの利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

3 前項に規定するほか、卸電気通信役務を利用して当社が提供するモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）にあつては、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）が第27条第1項第1号の規定に該当し、そのことについて当社が督促を行ってもなおその事実を解消しない場合は、第1項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）を解除します。

4 当社は、次に掲げるモバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約の解除等を行った場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

(1) カテゴリーWに係る者（タイプ1に係る者に限ります。）

当社の [IP通信網サービス契約約款（OCN）](#) 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

(2) カテゴリーWに係る者（タイプ2に係る者に限ります。）

<p>当社の I P 通信網サービス契約約款 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りま。</p> <p>5 前4項に規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま。）に提供したモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに限りま。）について、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。</p> <p>6 当社は、前5項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。この場合において、第42条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行う場合があります。</p>	<p>当社の I P 通信網サービス契約約款（OCN） 及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであって、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りま。）</p> <p>5 前4項に規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま。）に提供したモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに限りま。）について、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。</p> <p>6 当社は、前5項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。この場合において、第42条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行う場合があります。</p>
<p>第23条 ～ 第27条 （略）</p>	<p>第23条 ～ 第27条 （略）</p>

(利用停止)

第28条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1) ～ (8) (略)

(9) カテゴリーWに係るものにあつては、そのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約を同時に利用していないことを当社が知ったとき。

ア タイプ1に係る者

当社の [I P通信網サービス契約約款](#)及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

イ タイプ2に係る者

当社の [I P通信網サービス契約約款](#)及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

(10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、モバイルアクセスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 ～ 4 (略)

(利用停止)

第28条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1) ～ (8) (略)

(9) カテゴリーWに係るものにあつては、そのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約を同時に利用していないことを当社が知ったとき。

ア タイプ1に係る者

当社の [I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン1に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

イ タイプ2に係る者

当社の [I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3コース1メニュー1プラン3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限ります。）

(10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、モバイルアクセスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 ～ 4 (略)

<p>第29条 ～ 第41条 (略)</p>	<p>第29条 ～ 第41条 (略)</p>
<p>第6節 債権の譲渡</p> <p>(債権の譲渡)</p> <p>第42条 モバイルアクセス契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金その他の債務の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、モバイルアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、モバイルアクセス契約者は、請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からモバイルアクセス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したのものとして取扱うものとし、モバイルアクセス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>第6節 債権の譲渡</p> <p>(債権の譲渡)</p> <p>第42条 モバイルアクセス契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金その他の債務の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。)に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、モバイルアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、モバイルアクセス契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からモバイルアクセス契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したのものとして取扱うものとし、モバイルアクセス契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>第43条 ～ 第52条 (略)</p>	<p>第43条 ～ 第52条 (略)</p>

(モバイルアクセス契約者の氏名等の通知)

第53条 当社は、契約事業者（モバイルアクセスサービスの契約者回線に係る無線基地局設備を設置する者に限ります。）から請求があったときは、モバイルアクセス契約者の氏名及び住所等をその契約事業者へ通知することがあります。

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者等（[契約事業者（株式会社NTTドコモに限りま](#)す。）のX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する者をいいます。）からモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この項において同じとします。）の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番番号等をその国際電気通信事業者等に通知することがあります。

3 モバイルアクセス契約者は、当社が第42条（債権の譲渡）第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番番号等、料金の請求に必要となる情報及び第28条（利用停止）の規定に基づきそのモバイルアクセスサービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ提供することにつき同意していただきます

4 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者へ提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、モバイルアクセス契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

5 モバイルアクセスサービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者へ再譲渡された場合、モバイルアクセス契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者へ提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わってモバイルアクセス契約者から取得したものと取り扱われます。

(モバイルアクセス契約者の氏名等の通知)

第53条 当社は、契約事業者（モバイルアクセスサービスの契約者回線に係る無線基地局設備を設置する者に限ります。）から請求があったときは、モバイルアクセス契約者の氏名及び住所等をその契約事業者へ通知することがあります。

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者等（[当社のX iサービス契約約款](#)又は5 Gサービス契約約款に規定する者をいいます。）からモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この項において同じとします。）の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番番号等をその国際電気通信事業者等に通知することがあります。

3 モバイルアクセス契約者は、当社が第42条（債権の譲渡）第1項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番番号等、料金の請求に必要となる情報及び第28条（利用停止）の規定に基づきそのモバイルアクセスサービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者へ提供することにつき同意していただきます

4 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者へ提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、モバイルアクセス契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

5 モバイルアクセスサービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者へ再譲渡された場合、モバイルアクセス契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者へ提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わってモバイルアクセス契約者から取得したものと取り扱われます。

<p>6 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第42条（債権の譲渡）第1項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつきモバイルアクセス契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わってモバイルアクセス契約者から取得したものととして取り扱われます。</p>	<p>6 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第42条（債権の譲渡）第1項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつきモバイルアクセス契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わってモバイルアクセス契約者から取得したものととして取り扱われます。</p>
<p>第54条 ～ 第55条 （略）</p>	<p>第54条 ～ 第55条 （略）</p>
<p>（個人情報の取扱い）</p> <p>第56条 当社は、モバイルアクセスサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記15及び当社のWebサイト(https://www.nttr.co.jp/privacy_policy)に定めるところによります。</p>	<p>（個人情報の取扱い）</p> <p>第56条 当社は、モバイルアクセスサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記15及び当社のWebサイト(https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/)に定めるところによります。</p>
<p>第57条 ～ 第65条 （略）</p>	<p>第57条 ～ 第65条 （略）</p>
<p>別記</p> <p>1 ～ 15 （略）</p>	<p>別記</p> <p>1 ～ 15 （略）</p>
<p>16 個人情報の開示</p> <p>(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/)に定める手数料の支払いを要します。</p>	<p>16 個人情報の開示</p> <p>(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>(2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/)に定める手数料の支払いを要します。</p>
<p>17 ～ 21 （略）</p>	<p>17 ～ 21 （略）</p>
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ 16 （略）</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ 16 （略）</p>

<p>(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)</p> <p>17 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。</p> <p>(1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>ア カテゴリ-Wに係るもの</p> <p>株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款、5Gサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備</p>	<p>(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)</p> <p>17 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。</p> <p>(1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>ア カテゴリ-Wに係るもの</p> <p>当社のXiサービス契約約款、5Gサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備</p>
<p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料</p> <p>1 適用 (略)</p>	<p>第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）</p> <p>第1 利用料</p> <p>1 適用 (略)</p>
<p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ 2-2 (略)</p>	<p>2 料金額</p> <p>2-1 ~ 2-2 (略)</p>

2-3 国際ローミング機能に係る利用料

2-3-1 国際アウトローミング利用料

2-3-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま

2-3 国際ローミング機能に係る利用料

2-3-1 国際アウトローミング利用料

2-3-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	当社 がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま	当社 がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま	当社 がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限りま

	に係るものとみな した場合に適用さ れる料金額と同額	に係るものとみな した場合に適用さ れる料金額と同額			額と同額	額と同額	額と同額	
備考 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。				備考 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。				

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の1通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	<u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、）に係るものに限り、）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の1通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	<u>当社</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限り、）に係るものに限り、）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-3-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
別表2国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額

2-3-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
別表2国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用されるグループの番号	当社 がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額と同額	当社 がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額と同額	当社 がX iサービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るもの）に適用される料金額と同額
備考	在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを		

	と同額	と同額	と同額
備考	在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。		

	提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。
--	-----------------------------

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	<u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

区分	料金額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号	<u>当社</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域の規定に従って適用されるグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-3-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料

2-3-2-1 ボイスモードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の1国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域の規定に従って適用される通話先区分	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（通話モードに係るものに限ります。）の通信（契約者回線から行われるものに限ります。）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の1国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-3-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料

2-3-2-1 ボイスモードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の1国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域の規定に従って適用される通話先区分	当社 が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（通話モードに係るものに限ります。）の通信（契約者回線から行われるものに限ります。）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の1国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-3-2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域の規定に従い、適用される通話先区分	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（デジタル通信モードに係るものに限り、）の通信（契約者回線から行われるものに限り、）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-3-2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	料金額
通話先区分	1分までごとに次の料金額
別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域の規定に従い、適用される通話先区分	当社 が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（デジタル通信モードに係るものに限り、）の通信（契約者回線から行われるものに限り、）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-3-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

区 分		料金額
グループの番号	区分の詳細	送信 1 回ごとに
契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、本表の区分の詳細に応じて適用されるグループの番号と同じ番号	別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用される区分及び事業者	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額

2-4 ~ 2-6 (略)

2-3-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

区 分		料金額
グループの番号	区分の詳細	送信 1 回ごとに
当社がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、本表の区分の詳細に応じて適用されるグループの番号と同じ番号	別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者の規定に従って適用される区分及び事業者	当社がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額

2-4 ~ 2-6 (略)

第2 相互接続番号案内に関する料金

区 分	内 容					
(1) 相互接続番号案内に関する料金の設定	第 61 条（相互接続番号案内に関する料金）に規定する相互接続番号案内に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。					
(2) 相互接続番号案内に関する料金の免除等の取扱い	相互接続番号案内に関する料金の免除等に係る取扱い及び相互接続番号案内に関する料金の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準ずるものとします。					
(3) 番号案内接続通信料の適用除外	番号案内接続通信料（カテゴリー-Wに係るものに限ります。）のうち、次表に定める上限額を超えた部分については、支払いを要しません。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内接続通信料</td> <td>1の電気通信番号ごとに</td> <td><u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）</u>がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに
区 分	単 位	料金額				
番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに	<u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額				
(4) その他の取	相互接続番号案内に関する料金のその他の取扱いについては、音					

第2 相互接続番号案内に関する料金

区 分	内 容					
(1) 相互接続番号案内に関する料金の設定	第 61 条（相互接続番号案内に関する料金）に規定する相互接続番号案内に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。					
(2) 相互接続番号案内に関する料金の免除等の取扱い	相互接続番号案内に関する料金の免除等に係る取扱い及び相互接続番号案内に関する料金の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準ずるものとします。					
(3) 番号案内接続通信料の適用除外	番号案内接続通信料（カテゴリー-Wに係るものに限ります。）のうち、次表に定める上限額を超えた部分については、支払いを要しません。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内接続通信料</td> <td>1の電気通信番号ごとに</td> <td><u>当社</u>がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに
区 分	単 位	料金額				
番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに	<u>当社</u> がXiサービス契約約款又は5Gサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額				
(4) その他の取	相互接続番号案内に関する料金のその他の取扱いについては、音					

扱い	声通信利用料に準ずるものとします。
----	-------------------

2 料金額

2-1 カテゴリーWに係るもの

区 分	単 位	料金額
相互接続番号案内料	1の電気通信番号ごとに	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。） がXiサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
番号案内接続通信料		番号案内事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。）が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信にかかる料金額と同額

第2表 (略)

扱い	声通信利用料に準ずるものとします。
----	-------------------

2 料金額

2-1 カテゴリーWに係るもの

区 分	単 位	料金額
相互接続番号案内料	1の電気通信番号ごとに	当社 がXiサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
番号案内接続通信料		番号案内事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。）が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信にかかる料金額と同額

第2表 (略)

別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Wに係るものに限ります。）の基本機能

種類	提供条件
1 ~ 4 (略)	(略)
5 契約者指定番号発信機能 当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信（ボイスモードに係るものに限ります。）に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(16)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(17)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(18)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(19)(契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能	この機能の利用に係る当社の指定する電気通信番号については、通信に際し、別に定める条件に従い 契約事業者(株式会社NTTドコモに限ります。) の交換設備を経由する際に、接続先とする電気通信番号に対して自動的に付与される場合があります。

(注1) 本別表1欄に規定する当社が別に定めるものは、[契約事業者\(株式会社NTTドコモに限ります。\)](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注2) 本別表1欄の(1)に規定する当社が別に定める数は、最大30件とします。

(注3) 本別表1欄の(3)に規定する当社が別に定める時間は、[契約事業者\(株式会社NTTドコモに限ります。\)](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Wに係るものに限ります。）の基本機能

種類	提供条件
1 ~ 4 (略)	(略)
5 契約者指定番号発信機能 当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信（ボイスモードに係るものに限ります。）に関する料金について、料金表第1表第1(利用料)1(適用)(16)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)、(17)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)、(18)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)及び(19)(契約者指定番号発信機能に係る一律国内通話割引)に定める取扱いを受けることができる機能	この機能の利用に係る当社の指定する電気通信番号については、通信に際し、別に定める条件に従い 当社 の交換設備を経由する際に、接続先とする電気通信番号に対して自動的に付与される場合があります。

(注1) 本別表1欄に規定する当社が別に定めるものは、[当社](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注2) 本別表1欄の(1)に規定する当社が別に定める数は、最大30件とします。

(注3) 本別表1欄の(3)に規定する当社が別に定める時間は、[当社](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）を提供する条件と同じとします。

(注4) 本別表1欄の(6)に規定する当社が別に定めるところは、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/04.html>) に掲げるものとします。

(注5) 本別表3欄の(5)に規定する当社が別に定める数は、[契約事業者\(株式会社NTTドコモに限ります。\)](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する自動着信転送機能(転送でんわ)を提供する条件と同じとします。

(注6) 本別表4欄の(1)に規定する当社が別に定める時間は、72時間とします。

(注7) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容
(略)	(略)

(注8) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める場合は、[契約事業者\(株式会社NTTドコモに限ります。\)](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能を提供する条件と同じとします。

(注9) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める機能は、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/02.html>) に掲げる機能とします。

(注10) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容
(略)	(略)

(注11) 本別表4欄の(7)に規定する当社が別に定めるところは、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/02.html>) に掲げるものとします。

(注12) 本別表5欄に規定する当社が別に定める条件については、当社W e bサイト

(注4) 本別表1欄の(6)に規定する当社が別に定めるところは、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/04.html>) に掲げるものとします。

(注5) 本別表3欄の(5)に規定する当社が別に定める数は、[当社](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する自動着信転送機能(転送でんわ)を提供する条件と同じとします。

(注6) 本別表4欄の(1)に規定する当社が別に定める時間は、72時間とします。

(注7) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容
(略)	(略)

(注8) 本別表4欄の(3)に規定する当社が別に定める場合は、[当社](#)がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能を提供する条件と同じとします。

(注9) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める機能は、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/02.html>) に掲げる機能とします。

(注10) 本別表4欄の(5)に規定する当社が別に定める協定事業者は、次の表に掲げる事業者とします。

協定事業者	内容
(略)	(略)

(注11) 本別表4欄の(7)に規定する当社が別に定めるところは、当社のW e bサイト (<https://service.ocn.ne.jp/mobile/one/voice/option/02.html>) に掲げるものとします。

(注12) 本別表5欄に規定する当社が別に定める条件については、当社W e bサイト

(https://service.ocn.ne.jp/signup/mobile/one/voice/denwa.html) に掲げるものとし ます。	(https://service.ocn.ne.jp/signup/mobile/one/voice/denwa.html) に掲げるものとし ます。
---	---

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
契約事業者（株式会社NTTドコモに限りません。以下、本表において同じとします。）がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合	契約事業者がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合	契約事業者がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合	契約事業者がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタル通信モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合	契約事業者がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード
当社がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じも	当社がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの通信の利用に係るものとみなした場合に、在	当社がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合	当社がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/s デジタル通信モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合	当社がX i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モード）に係るものに限り、通信の利用に係るものとみなした場合

るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される地域と同じもの	合に、在圏する国又は地域に応じて接続可能とされる通信事業者と同じもの	なした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	利用に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	の	圏する国又は地域に応じて接続可能とされる通信事業者と同じもの	場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの	に係るものとみなした場合に、接続する通信事業者に応じて適用されるグループと同じもの
備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、 契約事業者 により予告なく変更されることがあります。					備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、 当社 により予告なく変更されることがあります。				

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング 利用料の区分（通話モード又は 64kb/s デジタル通 信モードにより国際アウトローミングに係る電気 通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。） に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジ タル通信モード	ショートメッ セージ通信モ ード
契約事業者（株式 会社NTTドコ モに限ります。以 下、本表において 同じとします。） が X i サービス 契約約款又は 5 G サービス契約 約款に規定する 国際アウトロー ミング（船舶／航 空機等における 国際アウトロー	契約事業者が X i サービス 契約約款又は 5 G サービス 契約約款に規 定する国際ア ウトローミン グ（船舶／航 空機等におけ る国際アウト ローミングに 係るものに限 ります。）の通	契約事業者が X i サービス 契約約款又は 5 G サービス 契約約款に規 定する国際ア ウトローミン グ（通話モード に係るものに 限ります。）の 通信の利用に 係るものとみ なした場合に、	契約事業者が X i サービス 契約約款又は 5 G サービス 契約約款に規 定する国際ア ウトローミン グ（64kb/s デ ジタル通信モ ードに係るも のに限ります。 ）の通信の 利用に係るも	契約事業者が X i サービス 契約約款又は 5 G サービス 契約約款に規 定する国際ア ウトローミン グ（ショートメ ッセージ通信 モードに係る ものに限ら ず。）の通信 の利用に係るも

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング 利用料の区分（通話モード又は 64kb/s デジタル通 信モードにより国際アウトローミングに係る電気 通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。） に係るグループ		
		通話モード	64kb/s デジ タル通信モード	ショートメッ セージ通信モ ード
当社が X i サー ビス契約約款又 は 5 G サービス 契約約款に規定 する国際アウト ローミング（船舶 ／航空機等にお ける国際アウト ローミングに係 るものに限ら ず。）の通信の利 用に係るものと みなした場合に	当社が X i サ ービス契約約 款又は 5 G サ ービス契約約 款に規定する 国際アウトロ ーミング（船 舶／航空機等 における国際 アウトローミ ングに係るも のに限ら ず。）の通信の	当社が X i サ ービス契約約 款又は 5 G サ ービス契約約 款に規定する 国際アウトロ ーミング（通話 モードに係る ものに限ら ず。）の通信の 利用に係るも のとみなした 場合に、接続す	当社が X i サ ービス契約約 款又は 5 G サ ービス契約約 款に規定する 国際アウトロ ーミング（64kb/s デジ タル通信モー ドに係るもの に限ります。） の通信の利用 に係るものと	当社が X i サ ービス契約約 款又は 5 G サ ービス契約約 款に規定する 国際アウトロ ーミング（ショ ートメッセー ジ通信モード に係るものに 限ります。）の 通信の利用に 係るものとみ

<p>ミングに係るものに限ります。)の通信の利用に係るものとみなした場合にはその通信の態様に依りて適用される区分と同じもの</p>	<p>信の利用に係るものとみなした場合には、その通信の態様に依りて接続可能とされる通信事業者と同じもの</p>	<p>接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>	<p>のとみなした場合には、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>	<p>のとみなした場合には、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>	<p>その通信の態様に依りて適用される区分と同じもの</p>	<p>利用に係るものとみなした場合には、その通信の態様に依りて接続可能とされる通信事業者と同じもの</p>	<p>る通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>	<p>みなした場合には、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>	<p>なした場合には、接続する通信事業者に依りて適用されるグループと同じもの</p>
<p>備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、契約事業者により予告なく変更されることがあります。</p>					<p>備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、当社により予告なく変更されることがあります。</p>				

別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p><u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。以下、本表において同じとします。）</u>がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p><u>契約事業者</u>がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>

別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p><u>当社</u>がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p><u>当社</u>がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に、在圏する国又は地域に応じて適用される取扱地域及びグループ番号と同じもの</p>

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p>契約事業者（株式会社NTTドコモに限り ます。以下、本表において同じとします。） がX i サービス契約約款又は5 Gサービ ス契約約款に規定する国際アウトローミ ング（64kb/s デジタル通信モード（国際 アウトローミングに係る電気通信回線へ 着信した通信に係るものに限ります。）に 係るものに限ります。）の通信の利用に係 るものとみなした場合に、在圏する国又は 地域に応じて適用される区分と同じもの</p>	<p>契約事業者がX i サービス契約約款又は5 Gサービス契約約款に規定する国際アウト ローミング（64kb/s デジタル通信モード （国際アウトローミングに係る電気通信回 線へ着信した通信に係るものに限ります。） に係るものに限ります。）の通信の利用に係 るものとみなした場合に、在圏する国又は 地域に応じて適用される取扱地域及びグル ープ番号と同じもの</p>

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域及びグループ番号
<p>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサー ビス契約約款に規定する国際アウトロー ーミング（64kb/s デジタル通信モード（国 際アウトローミングに係る電気通信回線 へ着信した通信に係るものに限ります。） に係るものに限ります。）の通信の利用に 係るものとみなした場合に、在圏する国又 は地域に応じて適用される区分と同じも の</p>	<p>当社がX i サービス契約約款又は5 Gサー ビス契約約款に規定する国際アウトローミ ング（64kb/s デジタル通信モード（国際ア ウトローミングに係る電気通信回線へ着信 した通信に係るものに限ります。）に係るも のに係るものに限ります。）の通信の利用に 係るものとみなした場合に、在圏する国又は 地域に応じて適用される取扱地域及びグル ープ番号と同じもの</p>

別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域

1 ボイスモードに係るもの

通話先区分	取扱地域
<p><u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限り</u> <u>ます。以下、本表において同じとします。）</u> が国際電話サービス契約約款に規定する 国際電話サービス（国際ローミング機能に 係るもの（通話モードに係るものに限りま す。）に限ります。）の通信の利用に係るも のとみなした場合に、在圏する国若しくは 地域又は通信の態様に依じて適用される 通話先区分と同じもの</p>	<p><u>契約事業者</u>が国際電話サービス契約約款 に規定する国際電話サービス（国際ローミ ング機能に係るもの（通話モードに係るも のに限ります。）に限ります。）の通信の利 用に係るものとみなした場合に、在圏する 国若しくは地域又は通信の態様に依じて 適用される取扱地域と同じもの</p>

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
<p><u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限り</u> <u>ます。）</u>が国際電話サービス契約約款に規 定する国際電話サービス（国際ローミング 機能に係るもの（デジタル通信モードに係 るものに限ります。）に限ります。）の通信 の利用に係るものとみなした場合に、在圏 する国又は地域に依じて適用される区分 と同じもの</p>	<p><u>契約事業者（株式会社NTTドコモに限り</u> <u>ます。）</u>が国際電話サービス契約約款に規定 する国際電話サービス（国際ローミング機 能に係るもの（デジタル通信モードに係る ものに限ります。）に限ります。）の通信の 利用に係るものとみなした場合に、在圏す る国又は地域に依じて適用される取扱地域 と同じもの</p>

別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域

1 ボイスモードに係るもの

通話先区分	取扱地域
<p><u>当社</u>が国際電話サービス契約約款に規定 する国際電話サービス（国際ローミング機 能に係るもの（通話モードに係るものに限 ります。）に限ります。）の通信の利用に係 るものとみなした場合に、在圏する国若し くは地域又は通信の態様に依じて適用さ れる通話先区分と同じもの</p>	<p><u>当社</u>が国際電話サービス契約約款に規定 する国際電話サービス（国際ローミング機 能に係るもの（通話モードに係るものに限 ります。）に限ります。）の通信の利用に係 るものとみなした場合に、在圏する国若し くは地域又は通信の態様に依じて適用さ れる取扱地域と同じもの</p>

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
<p><u>当社</u>が国際電話サービス契約約款に規定 する国際電話サービス（国際ローミング機 能に係るもの（デジタル通信モードに係る ものに限ります。）に限ります。）の通信の 利用に係るものとみなした場合に、在圏す る国又は地域に依じて適用される区分と 同じもの</p>	<p><u>当社</u>が国際電話サービス契約約款に規定す る国際電話サービス（国際ローミング機能 に係るもの（デジタル通信モードに係るも のに限ります。）に限ります。）の通信の利 用に係るものとみなした場合に、在圏する 国又は地域に依じて適用される取扱地域と 同じもの</p>

附 則（令和 5 年 6 月 19 日 レパN 第 009600000763-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結し、令和 5 年 5 月 15 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款（以下「新約款」といいます。）の契約の規定によるものとします。

<u>旧約款</u>	<u>新約款</u>
<u>モバイルアクセスサービス契約約款</u>	<u>モバイルアクセスサービス契約約款</u>

3 旧約款によりレゾナントが締結した契約に係る次に掲げる事項（附則別表に係るものを含みます。）については、当社に承継されたこの附則 2 の表の右欄の約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

（1）期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日

（2）付加機能

（3）附帯サービス

（4）その他旧約款に基づくサービス提供条件

4 旧約款の規定によりレゾナントに預け入れ、令和 5 年 5 月 15 日付け吸収合併契約により当社に承継された前受金については、この改正規定実施の日において、当社が新約款に基づいて取り扱います。

5 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

